

： 2 号様式（第13条関係）（昭50運令51・昭58運令36・平元運令24・平 6 運令12・平 7 運令88・令元国交令20・一部改正）

事業計画書

- 1 事業開始予定年月日
年 月 日
- 2 廃油処理施設の操業の系統図（別紙）
- 3 廃油処理施設的能力
 - (1) 年間稼動日数
 - (2) 1 日平均稼動時間
 - (3) 1 時間当たり処理能力
- 4 予定料金

区 分	内 容	記 載		単 位	予 定 金 額
		廃	重 質		
		ビ	ル	ジ	
		水	パ	ラ	
			ス	ト	
		タ	ソ	ク	
		洗	浄	水	
		コ	レ	ク	
		ト	オ	イ	
		ス	ロ	ッ	
		ク	ヂ	オ	
		イ	ル		
		ス	ラ	ッ	
		ジ	油		
		そ	の	他	
		水	パ	ラ	
		ス	ト		

入	回収油売却収入					
	雑収入					
	合計					
	維持管理費	人件費				
		変動費				
		修繕費				
		管理諸費				
		租税公課				
	支出	減価償却費				
		支払利息				
		保険料				
		雑費				
差	合計					
	引き					

8 廃油処理施設建設年度別計画

年 度				
費用				千円
受 入 設 備 建 設 費		千円		
油 水 分 離 設 備 建 設 費				
回 収 油 貯 蔵 設 備 建 設 費				
固 形 物 処 理 設 備 建 設 費				
焼 却 設 備 建 設 費				
排 水 設 備 建 設 費				
廃 油 処 理 船 建 設 費				
附 属 設 備 建 設 費				
用 地 取 得 費				
関係港湾基本施設整備費				
そ の 他				
計				

9 建設資金調達年度別計画

年 度				
資金区分		千円	千円	合 計 千円

- 3 法第20条第2項又は法第28条第3項の規定による届出をしようとする者は、6、9及び10は、記載しないこと。
- 4 法第34条第1項又は法第35条において準用する法第28条第3項の規定による届出をしようとする者は、1、2、5及び6を記載すること。
- 5 廃油処理施設の変更の場合は、その変更に係るもののみを記載すること。
- 6 3の記載は、廃油処理設備の種類ごとに行うこと。ただし、廃油処理船にあつては、廃油処理のための装置の種類ごとに行うこと。
- 7 4及び5の記載は、次の要領によること。
 - (1) 廃重質油の欄は、次に掲げる油に係る廃油について記載すること。
 - イ 原油
 - ロ 日本産業規格K2205（重油）に適合する重油
 - ハ ロに掲げる重油以外の重油で日本産業規格K2254（石油製品—蒸留試験方法）の5により試験したときに摂氏340度以下の温度で体積の50パーセントを超える量が蒸留される重油以外の重油
 - ニ 潤滑油
 - ホ 軽質油の欄は、(1)のイからニまでに掲げる油以外の油に係る廃油について記載すること。
- 8 7の記載は、次の要領によること。
 - (1) 人件費の欄は、給料、手当、役員給与、退職給与、厚生費及び雑給の額を記載すること。
 - (2) 変動費の欄は、燃料費、油水分離用薬品費、引船費等廃油処理量に応じて変動する費用の額を記載すること。
 - (3) 管理諸費の欄は、通信費、旅費交通費、広告宣伝費等一般管理のために必要な費用の額を記載すること。
- 9 料金収入、維持管理費及び租税公課は、それぞれの明細書を添附すること。
- 10 9の記載は、次の要領によること。
 - (1) 資金区分は、資金の償還条件が異なるものと区分して記載すること。
 - (2) 合計欄の（ ）内は、建設資金の利息の合計の見積額を記載すること。

11 10の記載は、次の要領によること。

- (1) 資金の償還条件が異なるものごとに一表を用いて記載すること。
- (2) 摘要欄は、資金の償還条件を記載すること。